第２次高槻市みどりの基本計画【追補版】
（高槻市生物多様性地域戦略）

素案

計画期間：令和９年度～令和１３年度

令和９年３月

高　槻　市

はじめに

市長あいさつ文

令和９年３月

高槻市長　濱田　剛史

目　次

第１章　第２次高槻市みどりの基本計画【追補版】の基本的事項 ・・・・・・・・・・・・ 1
１．計画の追補版 ・・・・・・・・・・・・

第１章　第２次高槻市みどりの基本計画【追補版】の基本的事項

1.　計画の追補版

1.1　計画の中間見直し

令和４（2022）年３月に策定した「第２次高槻市みどりの基本計画」（以下「現行計画」という。）において、社会動向の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

現行計画の策定から５年が経過する令和８年度までの間に、国において新たに「緑の基本方針」が策定されるなど、自然的環境の整備や保全の重要性が引き上げられるとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた社会の根本的変革が国家戦略として示されるなどの社会動向の変化が生じていることから、現行計画の中間見直しを行うものです。

現行計画から変更となる部分に加え、生物多様性地域戦略に位置づける内容を別冊としてまとめる「追補版」の形式をとることとします。以下、見直し後の計画を「追補版」と称します。

1.2　中間見直しの方向性

（１）「生物多様性地域戦略」の位置づけ

近年の社会情勢の変化を踏まえ、生物多様性の保全に関する取組の充実が求められています。このため、現行計画の枠組みを活かしながら、本計画を生物多様性地域戦略として位置づけることで、これまで以上に多様な生き物の生息・生育環境を守り、「みどりでつながるまち」を一体的にめざすものとします。

（２）重点施策の指標の見直し

現行計画における重点施策の実施状況などを踏まえ、後期の指標について必要な見直しを行います。

年度	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	前期					後期				
点検・評価	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
中間見直し					●					

1-1　現行計画の実行計画

2. 追補版の位置づけ

追補版は、上位計画である「第６次高槻市総合計画」や都市計画の基本方針である「高槻市都市計画マスタープラン」、関連計画である「高槻市環境基本計画」、「高槻市景観基本計画」、「高槻市農林業基本計画」、「高槻市地域防災計画」などとの調和・整合性を図ります。また、広域的な視点から大阪府における「大阪府みどりの広域計画」などとの連携を図ります。

さらに、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」を包含し、具体的な取組を推進するものです。

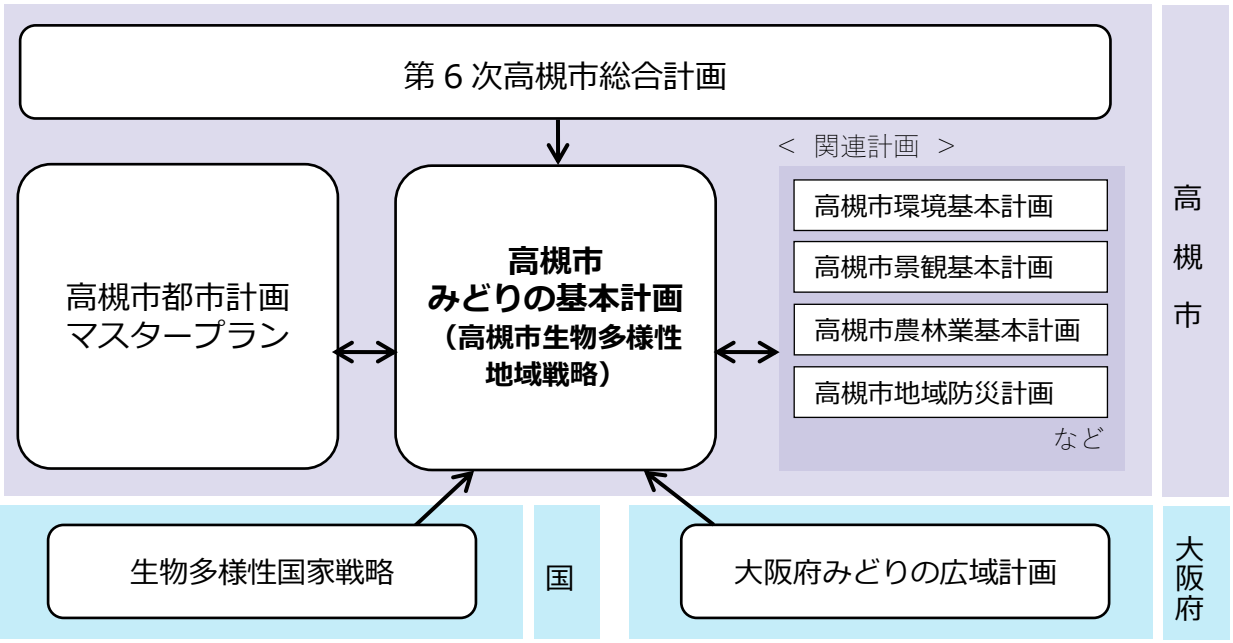

1-2　追補版の位置づけ

3. 対象地域

対象地域は、高槻市全域（都市計画区域：面積約 10,529ha）とします。

なお、高槻市生物多様性地域戦略としての対象地域も同範囲とします。

4. 計画期間

現行計画を引き継ぎ、目標年次を令和 13（2031）年度とし、計画期間を令和９（2027）年度から令和 13（2031）年度までの５年間とします。

5. みどりをめぐる動向

5.1 国際的な動向

（1）持続可能な社会に向けた国際的な枠組み

2022（令和４）年 12 月、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、COP15 において、2050 年目標「自然と共生する世界」と、その実現に向けた 2030 年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」というネイチャーポジティブの考え方が示されました。同枠組では、2030 年までの緊急の行動のための世界短期目標として、23 のグローバルターゲットが示され、その中で、「30by30」として、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全していくことや、「30by30」の達成のために、国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）を設定・管理していくことが盛り込まれました。

（2）環境と経済・社会の状況

世界経済フォーラムの「グローバルリスク報告書 2024 年版」では、今後 10 年で人類が直面する最も深刻な 10 のリスクのうち、５つが環境関連（異常気象、地球システムの危機的変化（気候の転換点）、生物多様性の損失、天然資源の不足、汚染）であり、環境問題が人類の経済・社会にとって最も重要なリスクになることへの懸念が示されました。

そのような中、ESG 投資や自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)の浸透など、環境と経済成長・産業競争力の関連性が世界的に急速に強まっています。

5.2 国内の動向

（1）都市緑地法による新たな制度

2024（令和６）年 11 月に都市緑地法の一部が改正され、国主導による戦略的な都市緑地の確保のため、国が「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（緑の基本方針）を策定すること、都道府県において基本方針に基づき広域計画を策定できることが新たに規定され、また、従来から同法に基づき策定することとされていた市町村の緑の基本計画は、基本方針に基づくとともに、広域計画を勘案して策定することとされました。

（2）ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の推進

2022（令和４）年の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」により示されたネイチャーポジティブの考え方を踏まえ、新たな我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、2023（令和５）年３月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。

同戦略では、2030 年の目標としてネイチャーポジティブの実現が掲げられ、目標達成のための５つの基本戦略として、「生態系の健全性の回復」「自然を活用した社会課題の解決」「ネイチャーポジティブ経済の実現」「生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動」「生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進」が示されました。

また、環境省が「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定する仕組みを 2023（令和５）年度から開始し、さらに 2025（令和７）年４月には、自然共生サイトを法制化した「地域生物多様性増進法」が施行されました。

（3）グリーンインフラの取組の推進

2023（令和５）年９月には、「グリーンインフラ推進戦略 2023」が策定され、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX などの世界的潮流などを踏まえ、官と民が両輪となってグリーンインフラを一層普及させるとともに、あらゆる場面でビルトイン（実装）していくことをめざすことが掲げられました。2026（令和８）年１月には、「同戦略 2030」が策定され、2030 年度までに「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」を実現するため、グリーンインフラの更なる実装に向けた全体の方向性が整理されました。

また、2024（令和６）年６月には、市区町村がグリーンインフラの実装を戦略的に推進できるよう、緑の基本計画の策定・改定の参考となる考え方や根拠などを整理した「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」が公表されました。

さらに、2025（令和７）年 6 月には、国土強靭化基本法に基づき中期的に実施すべき国土強靭化施策の内容及び目標を明らかにする第１次国土強靭化実施中期計画が策定され、災害外力・耐力の変化への対応として、グリーンインフラの活用を積極的に進めていくことが掲げられました。

1-3　みどりに関する主な法令・計画など

年	法令・計画等	趣旨等
2023 （令和５）	「**生物多様性国家戦略 2023-2030**」 策定	・新たな世界目標「昆明･モントリオール生物多様性枠組」に対応。 ・**2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現**をめざし、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性･自然資本を守り活用するための戦略。
2023 （令和５）	「**グリーンインフラ推進戦略 2023**」 策定	・**ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル**、GX 等の世界的潮流を踏まえ、**グリーンインフラを一層普及**させるとともに、あらゆる場面で実装（ビルトイン）させていくことをめざす。
2024 （令和６）	「**都市緑地法等**」の一部改正 「**緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）**」公表	・**気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上**等の課題解決に向けて、都市において**緑地の質・量両面での確保**を推進。 ・市町村がグリーンインフラの実装を戦略的に推進できるよう策定・改定の参考となる考え方や根拠等を整理。
2025 （令和７）	「**第１次国土強靱化実施中期計画**」 策定	・国土強靱化基本法に基づき中期的に実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標を記載。 ・**災害外力・耐力の変化への対応として、グリーンインフラの活用**を積極的に進めていくことが盛り込まれた。
2026 （令和８）	「**グリーンインフラ推進戦略 2030**」 策定	・**2030 年度までに「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」を実現**するため、グリーンインフラの更なる実装に向けた全体の方向性を整理。

ネイチャーポジティブとは

ネイチャーポジティブとは、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」です。国においては、ネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組が進められています。

本市においても、みどりの保全や創出、多様な主体による保全活動等を通じて、生物多様性の保全につながる取組を推進していきます。

自然共生サイトとは

自然共生サイトとは、企業、団体、地域住民等によって生物多様性の保全が図られている区域として、国が認定する制度です。民間等の取組によって保全されている里地里山、都市緑地、企業緑地など、多様な区域が対象となっています。自然共生サイトとして認定された区域は、2030 年までに陸と海の 30%以上を保全することをめざす国際目標「30by30」の達成にも貢献するものとされています。

本市においても、多様な主体による自然環境の保全活動を推進する観点から、こうした制度の活用を図っていきます。

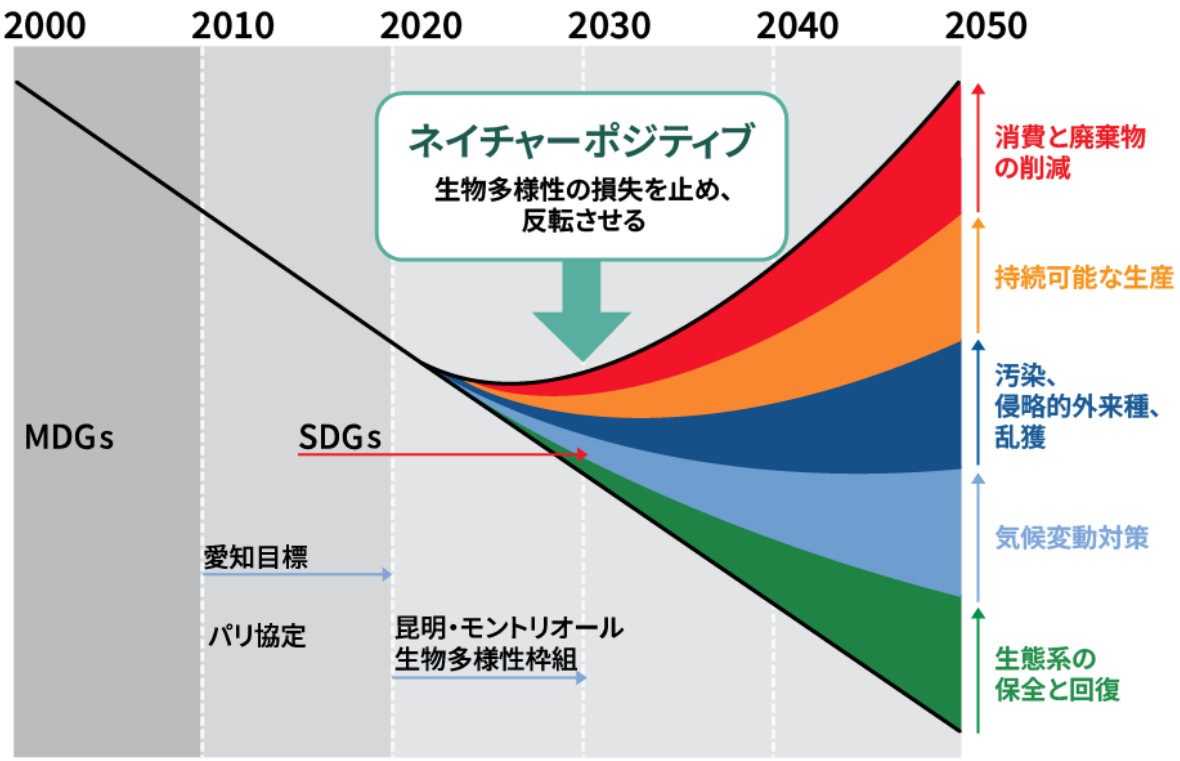

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
「地球規模生物多様性概況第 5 版(GBO5)」を基に作成
出典：「ネイチャーポジティブポータル」（環境省）ホームページ資料

第 2 章　高槻市生物多様性地域戦略とは

1.　地域戦略策定の背景

高槻市では、北部の森林や里山、南部の農地、市域を流れる芥川や淀川などの河川のほか、鵜殿のヨシ原や津之江公園などに、多様な動植物が生息・生育しています。生物多様性は、空気や水など生命の生存環境を支える基盤をつくり、食物や木材、医薬品など生活に必要なさまざまな資源として私たちの暮らしを支えています。

現在、世界的に生物多様性が失われつつあると言われている中、里地里山などの手入れ不足、外来種の持ち込みや地球環境の変化により、生き物の減少がみられるなど、生態系の危機に直面しています。

このような状況を踏まえ、国は平成 7（1995）年に最初の「生物多様性国家戦略」を策定し、改定を繰り返しながら生物多様性の保全を進めてきました。また、平成 20（2008）年に制定された「生物多様性基本法」では、都道府県及び市町村においても、「生物多様性地域戦略」の策定が努力義務として規定されているなど、地域の実情に応じた対応が求められています。

本市においては、これまで現行計画に基づく施策の中で、生物多様性の保全に資する取組を進めてきたところであり、現行計画の枠組みの中で整理・位置づけを行うことが可能な状況にあります。そのため、現行計画の中間見直しの機会を捉え、「高槻市生物多様性地域戦略」（以下「地域戦略」という。）を追補版に位置づけるものとします。

2.　地域戦略のめざす将来像

地域戦略のめざす将来像は、現行計画で掲げているみどりの将来像の１つ、「◆ 豊かな環境をもつみどりが多様な生き物のすみかとなり、人と生き物が持続的に共生できるまち」とします。

基本理念

「住みたい・住み続けたい・訪れたい　みどりでつながるまち　たかつき」

みどりの将来像

- ◆ 森林・農地やさまざまなみどりの保全・活用により、持続可能で災害に強い安全・安心なまち
- ◆ 魅力あふれるみどりの景観、公園・川などに、市民が集い、にぎわいと活力を生み出すまち
- ◆ 豊かな環境をもつみどりが多様な生き物のすみかとなり、人と生き物が持続的に共生できるまち
- ◆ 誰もが自ら地域づくりに関わり、多様な主体との共創によりみどりが広がっていくまち

2-1　現行計画の「基本理念」と「みどりの将来像」

3.　地域戦略の指標

めざす将来像を実現するため、現行計画の６つの全体指標に加え、生物多様性の保全状況を把握するための「指標７：自然共生サイト登録数」を新たに設定します。本指標は、民間の取組等による自然環境の保全活動の広がりを示すものであり、本市が市民団体などを支援する形での自然共生サイト登録数の増加をめざします。

指標１：緑被率

市街化区域において、緑被率調査の空中写真をもとに「樹林地」、「樹木」、「草地」、「農地」、「裸地」に区分される面積を合計し、市街化区域面積に対する割合を算出・評価します。

策定時（令和２年度）	令和 13 年度目標
22.1%	22.1%以上

指標２：市民一人当たりの都市公園等の面積

都市計画区域における市民一人当たりの都市公園等の面積を算出・評価します。

策定時（令和２年度）	令和 13 年度目標
8.92 ㎡／人	9.7 ㎡／人

指標３：緑視率

まちなかの質・量の高い緑化空間を形成するため、多くの人が行き交う場所を調査地点に設定し、地上 1.5m から一定方向を撮影した画像をもとに、撮影範囲の面積に対する人の目に見える緑（樹木や草地、壁面緑化、芝生など）の面積の割合を算出・評価します。

調査地点	策定時（令和２年度）	令和 13 年目標
阪急上牧駅付近	6.9%	10%
JR 摂津富田駅付近	10.8%	14%
JR 高槻駅西口付近	17.8%	22%
城内公民館前	19.2%	23%

指標４：公園を月１回以上利用する市民の割合

市民意識調査により、市民の公園利用頻度を調査し、その割合を算出・評価します。

策定時（令和２年度）	令和 13 年度目標
44%	60%

指標５：身近に自然環境とのふれあいがあると感じる市民の割合

市民意識調査により、指標項目を調査し、その割合を算出・評価します。

策定時	令和 13 年度目標
令和２年度までの過去５年間の平均値 76.8%	令和 13 年度までの 10 年間の平均値 80%以上

指標６：みどりのまちづくり活動に参加している団体数

自治会や市民団体などで本市が実施している花苗配布事業を利用した団体数を算出・評価します。

策定時（令和２年度）	令和 13 年度目標
129 団体	150 団体

指標７：自然共生サイト登録数 **新規指標**

環境省の認定を受けた自然共生サイト登録数を算出・評価します。

現況（令和７年度）	令和 13 年度目標
１件	２件

4.　地域戦略の基本方針

地域戦略の基本方針は、現行計画の生物多様性の方針（基本方針３）と共通のものとします。

方針３　暮らしに恵みをもたらす多様な生き物の生息・生育環境を守ります

生物多様性

生物多様性とは、さまざまな生き物が存在し、全ての生き物に違いや個性があってつながりがあることをいい、私たちは生物多様性から食料や衣料品、文化などさまざまな生態系サービスを享受しています。本市には、北部の森林や里山、芥川、鵜殿のヨシ原など、豊かな生態系を形成している地域が数多く残されており、将来にわたって、生物多様性の恩恵を享受できるよう、これらの地域の保全を図り、多様な生き物の生息・生育環境を守ります。

＜施策分野＞

①エコロジカルネットワークを保全・形成する

②在来生物を保全する

③生物多様性に関する市民意識の向上

SDGs との関連



第 3 章　施策展開

めざす将来像の実現に向け、市民、市民団体、事業者との共創により、施策を展開します。

次の施策体系図には、地域戦略の基本方針である方針 3 に「高槻市生物多様性地域戦略」と明記しています。

現行計画と同様に、施策は 13 の施策分野に分け、そこからみどりの将来像の実現や本市が抱える課題の解決につながる重要な 14 施策を重点施策として設定します。そして、計画の進捗を把握するための指標の見直しを行い、7 つの全体指標と、16 の施策指標を設定し、施策の点検・評価を行いながら、本計画を実行性あるものとして推進します。

＜施策体系図＞

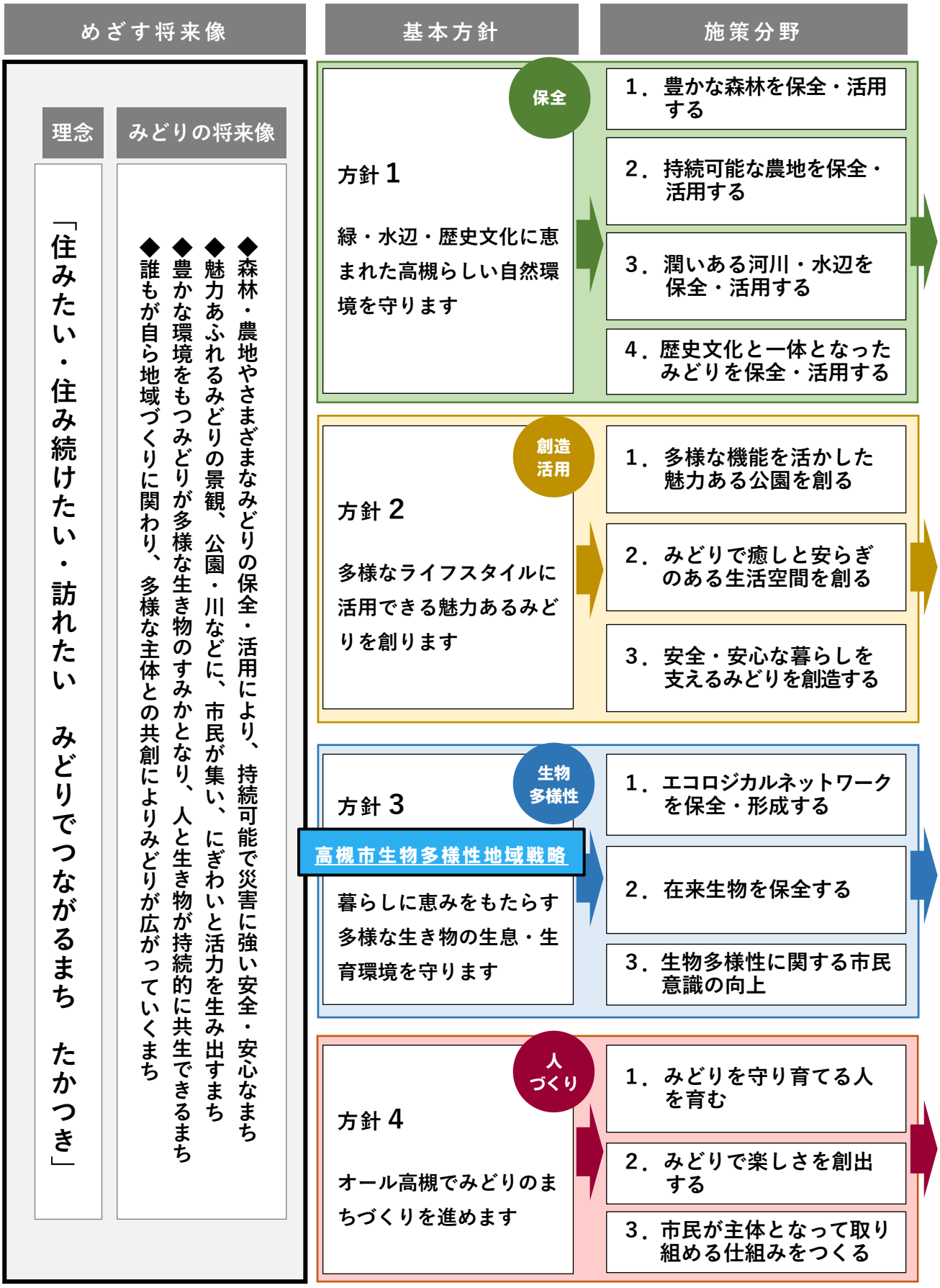
めざす将来像
基本方針
施策分野
理念
「住みたい・住み続けたい・訪れたい　みどりでつながるまち　たかつき」
みどりの将来像
◆森林・農地やさまざまなみどりの保全・活用により、持続可能で災害に強い安全・安心なまち
◆魅力あふれるみどりの景観、公園・川などに、市民が集い、にぎわいと活力を生み出すまち
◆豊かな環境をもつみどりが多様な生き物のすみかとなり、人と生き物が持続的に共生できるまち
◆誰もが自ら地域づくりに関わり、多様な主体との共創によりみどりが広がっていくまち
保全
方針 1
緑・水辺・歴史文化に恵まれた高槻らしい自然環境を守ります
1．豊かな森林を保全・活用する
2．持続可能な農地を保全・活用する
3．潤いある河川・水辺を保全・活用する
4．歴史文化と一体となったみどりを保全・活用する
創造活用
方針 2
多様なライフスタイルに活用できる魅力あるみどりを創ります
1．多様な機能を活かした魅力ある公園を創る
2．みどりで癒しと安らぎのある生活空間を創る
3．安全・安心な暮らしを支えるみどりを創造する
生物多様性
方針 3
高槻市生物多様性地域戦略
暮らしに恵みをもたらす多様な生き物の生息・生育環境を守ります
1．エコロジカルネットワークを保全・形成する
2．在来生物を保全する
3．生物多様性に関する市民意識の向上
人づくり
方針 4
オール高槻でみどりのまちづくりを進めます
1．みどりを守り育てる人を育む
2．みどりで楽しさを創出する
3．市民が主体となって取り組める仕組みをつくる

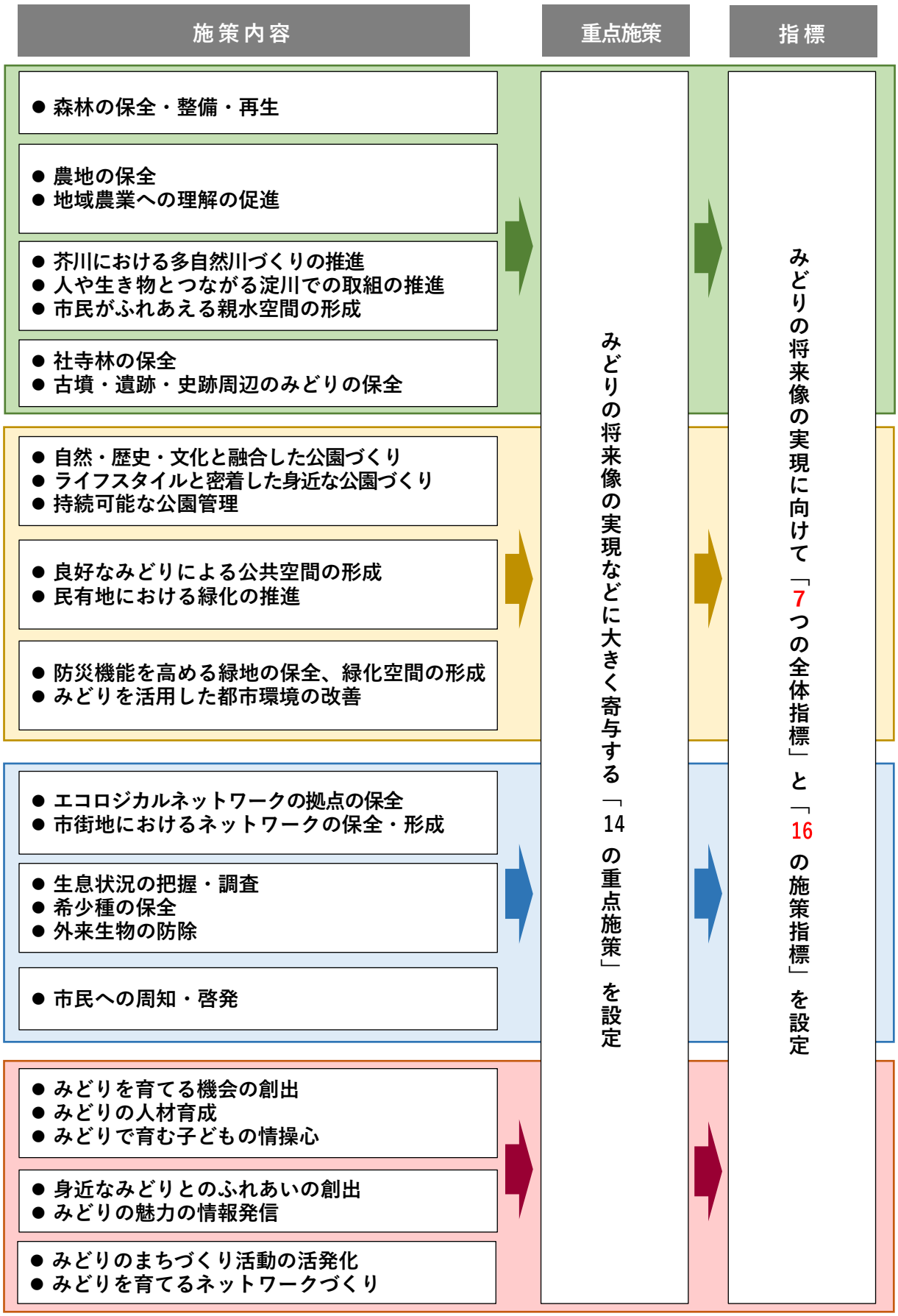
施策内容
重点施策
指標
● 森林の保全・整備・再生
● 農地の保全
● 地域農業への理解の促進
● 芥川における多自然川づくりの推進
● 人や生き物とつながる淀川での取組の推進
● 市民がふれあえる親水空間の形成
● 社寺林の保全
● 古墳・遺跡・史跡周辺のみどりの保全
● 自然・歴史・文化と融合した公園づくり
● ライフスタイルと密着した身近な公園づくり
● 持続可能な公園管理
● 良好なみどりによる公共空間の形成
● 民有地における緑化の推進
● 防災機能を高める緑地の保全、緑化空間の形成
● みどりを活用した都市環境の改善
● エコロジカルネットワークの拠点の保全
● 市街地におけるネットワークの保全・形成
● 生息状況の把握・調査
● 希少種の保全
● 外来生物の防除
● 市民への周知・啓発
● みどりを育てる機会の創出
● みどりの人材育成
● みどりで育む子どもの情操心
● 身近なみどりとのふれあいの創出
● みどりの魅力の情報発信
● みどりのまちづくり活動の活発化
● みどりを育てるネットワークづくり
みどりの将来像の実現などに大きく寄与する「14の重点施策」を設定
みどりの将来像の実現に向けて「7つの全体指標」と「16の施策指標」を設定

第４章　重点施策の指標の見直し

1.　見直しの概要

重点施策の実施状況などを踏まえて必要な見直しを行い、「重点施策 11：生物多様性保全の市民への啓発」の施策指標を新たに設定しました。

2.　見直し内容

重点施策の見直し内容は次のとおりです。

方針１「緑・水辺・歴史文化に恵まれた高槻らしい自然環境を守ります」　保全

重点施策１：森林被災地復旧への取組の推進

- **今後の被災森林復旧面積（自然回復等を含む）**

風倒木被害を受けた森林で、自然回復等が見込めない森林の復旧事業を進めます。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
２１５ha	**２２７ha**	**３１５ha（検討中）**	**４１５ha（検討中）**

見直しのポイント

検討中

（令和８年度に自然回復等の復旧状況調査を実施しているため、農林業基本計画と連動し、目標値を更新するかどうか検討しているところです。）

重点施策２：担い手の育成・確保、農地の集積・集約化の支援

- **農用地利用集積面積**

農地の集積・集約化を進めることで、農地の有効利用と農業の振興を図ります。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
１９．７ha	**２８．６ha**	**２０．７ha**	**２１．７ha**

重点施策３：芥川創生基本構想に基づく「ひとと魚にやさしい川づくり」

- **イベント・活動の参加者数**

引き続き、芥川を守り育て、水や生き物とのふれあいを通じて、豊かな心を育む「ひとと魚にやさしい川づくり」に河川管理者や市民とともに協働して取り組みます。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
２０８人	**７０６人**	**１，０００人**	**１，０００人**

重点施策４：ヨシ原の保全

- **鵜殿のヨシ原におけるヨシ群落及びオギ・ヨシ群落の割合**

ヨシ原の保全を進めることで、ヨシの生育を阻害する要因となるカナムグラなどの植物の繁茂を抑制し、多種多様な生き物が生息できる環境を維持・保全します。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
３０%	**１５%**	**４０%**	**５０%**

- **鵜殿のヨシ原焼きの実施**

ヨシ原の保全策として有効なヨシ原焼きを今後も継続していくことで、良質なヨシの生育環境の維持・保全を図ります。

策定時	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
実施	**実施**	**実施**	**実施**

重点施策５：摂津峡・三好山周辺の歴史・自然環境の保全・活用

● **この１年以内に摂津峡・三好山周辺を訪れたことのある市民の割合**

摂津峡・三好山周辺の魅力を広く発信することで、地域の活性化を図ります。

市民意識調査により、指標項目を調査し、その割合を算出します。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
―	**３８．６%**	―	**４０．０%**

見直しのポイント

・現行計画において、令和８年度に目標値を設定することとしていたため、市民意識調査により現況を把握し、令和 13 年度末の目標値を新たに設定しました。

方針２「多様なライフスタイルに活用できる魅力あるみどりを創ります」

創造
活用

重点施策６：高槻城公園の整備

● **整備工事の進捗率**

高槻城公園の中央エリア、北エリアの整備を進めます。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
0%	**７５%**	**８０%**	**１００%**

重点施策７：芥川緑地の健康づくり広場等整備

● **整備工事の進捗率**

芥川緑地の健康づくり広場等整備を計画的に進めます。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
0%	**１００%**	**１００%**	**完了**

見直しのポイント

・令和５年度に整備が終了し、目標を達成しました。

重点施策８：緑化重点地区におけるみどりの連続化

- **緑化重点地区内の緑視率**

緑化重点地区で高槻城公園の整備や周辺エリアのみどりの連続化を図ることで、地区内の緑視率を向上させ、快適で良好なみどり空間の形成を図ります。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
１８．７%	**１７．３%**	**２０．８%**	**２３%**

重点施策９：さまざまなみどりの活用による浸水被害の軽減

- **雨水流出抑制施設の整備箇所数**

浸水が多発する重点区域において、雨水流出抑制施設を整備します。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
０ヶ所	**１ヶ所**	**２ヶ所**	**３ヶ所**

方針３「暮らしに恵みをもたらす多様な生き物の生息・生育環境を守ります」

生物多様性

重点施策 10：市民参加による生き物調査の実施

- **市民団体が実施する生き物調査数**

市民による生き物調査が実施されることで、貴重な生き物に対する市民の理解が深まるなど、生物多様性保全への意識の啓発を図ります。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
―	**２２調査**	**１３調査**	**１６調査**

重点施策 11：生物多様性保全の市民への啓発

- **生物多様性という言葉と意味を知っている市民の割合**

生物多様性の保全を推進するため、イベントや情報発信などを通じて市民へ周知・啓発を図ることで、市民一人一人の生物多様性への意識の向上を図り、環境に配慮した市民の行動につなげます。

市民意識調査により、指標項目を調査し、その割合を算出します。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
３８．４%	**２２．１%**	**５５%**	**７０%**

- **生物多様性の保全に向けた取組を行った市民の割合** 新規指標

日常生活や仕事を通じた活動など、市民による主体的な生物多様性の保全への取組につなげます。

市民意識調査により、指標項目を調査し、その割合を算出します。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
―	**１１．３%**	―	**１８%**

見直しのポイント

・後期目標「生物多様性の保全に向けて行動する市民を増やす」に合わせて、施策指標とその目標値を新たに設定しました。

方針４「オール高槻でみどりのまちづくりを進めます」

人づくり

重点施策 12：市民共創によるみどりの人材育成の促進

- **講座受講者のうち、地域などでの緑化活動や環境保全活動に結び付いた人数（令和４年度からの累計人数）**

市民団体と連携するなどして、みどりの人材育成に関する講座を開催し、講座受講生が積極的に地域などでの活動に取り組むことで、みどりの活動の活発化を図ります。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
―	**１４０名**	**２００名**	**４５０名**

重点施策 13：イベント・活動などを通じたみどりの体感による楽しさの創出

- **イベント参加者で保全活動に興味を持った市民の割合**

さまざまなイベントを通じて、森林・農地・河川・公園などの自然とふれあうことで、市民のみどりへの興味・関心を醸成し、市民による主体的な保全活動への取組につなげます。

イベント参加者へのアンケートにより、指標項目を調査し、その割合を算出します。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
１５%	**９９%**	**３０%**	**４０%**

重点施策 14：みどりの交流の場の創出

- **活動団体交流会の年間開催回数**

市民団体同士が積極的に交流を図ることで、緑化活動の継続性につなげるとともに、活動の活発化を図ります。

策定時 令和２年度	現状値 令和７年度	目標値 令和８年度末	目標値 令和１３年度末
０回	**１回**	**１回**	**２回**

資　料　編

１．用語集

２．第２次高槻市みどりの基本計画【追補版】策定の経過

1. 用語集

あ行

【ESG 投資】
財務的な要素に加えて、非財務的な要素である ESG（環境（Environmental）、社会（Social）、ガバナンス（Governance））を考慮する投資のこと。

【Well-being（ウェルビーイング）】
経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える概念。

【OECM】
保護地域以外の生物多様性保全に資する地域のこと。

か行

【カーボンニュートラル（炭素中立）】
排出される二酸化炭素と、森林などによって吸収される二酸化炭素が同じ量であること。

【昆明・モントリオール生物多様性枠組】
2022 年 12 月に採択された生物多様性に関する世界目標のこと。新枠組は、2050 年ビジョン、2030 年ミッション、2050 年グローバルゴール、2030 年グローバルターゲット、及びその他の関連要素から構成されている。2030 年グローバルターゲットには、日本が特に重視している 30by30 や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために 8 個の数値目標が盛り込まれた。

さ行

【30by30 目標】
2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

【自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Task force on Nature-related Financial Disclosures）】
2021 年 6 月、企業活動に対する自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織として設立された。資金の流れをネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を食い止め、回復に転じさせる）に移行させるという観点で、自然関連リスクや機会に関する情報開示の枠組みを構築することをめざしている。

【自然共生サイト】
民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域のこと。環境省は、「自然共生サイト」として認定する仕組みを 2023 年度から正式に開始した。

【自然と共生する世界】
2010 年に愛知県名古屋市で生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開かれ、2011 年以降の世界目標である愛知目標が採択された。愛知目標では、2050 年までの長期目標（Vision）として「自然と共生する世界」の実現が掲げられており、「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界と説明された。

【自然を活用した解決策
（NbS：Nature-based Solutions）】
健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図る取組。主目的の課題解決に加え、複数の効果をもたらすという特徴を有す。

【生物多様性基本法】
生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とし、2008 年 5 月に議員立法により成立し、同年 6 月に施行された。

【生物多様性国家戦略】
生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のこと。

【生物多様性条約締約国会議（COP）】
生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity)を結んでいる国や地域が参加している会議。2022 年現在締約国及び地域数は 196 で、COP の後に続く数字は開催回数を表している。COP10 は 2010 年に日本・名古屋で開催され、2020 年までの世界目標である「愛知目標」が採択された。COP15 は第一部が 2021 年に中国・昆明、第二部が 2022 年にカナダ・モントリオールで開催され、第二部では愛知目標に代わる 2030 年までの世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。

【生物多様性地域戦略】
生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のこと。

な行

【ネイチャーポジティブ（自然再興）】
「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうという趣旨。2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）や、G7 2030 年自然協約などにおいてもその考え方が掲げられるなど、国際的な認知度も高まっているキーワード。

は行

【保護地域】
生物多様性及び自然資源や関連した文化的資源の保護を目的として、法的な手法等により管理される陸域または海域のこと。

2. 第２次高槻市みどりの基本計画【追補版】策定の経過

2.1 高槻市緑地環境保全等審議会委員名簿

審議会委員名簿

2.2　高槻市緑地環境保全等審議会開催経過

審議会開催経過